

序章 刑法上の保証および刑法の適用

第1条 ① (犯罪) 実行前に法律で犯罪と規定されていない行為または不作為は処罰されない。

② 保安処分は、法律で事前に規定された要件が満たされる場合のみ適用される。

第2条 ① 如何なる犯罪も、その行為前に法律に規定されていない刑罰を科されることはない。同様に、保安処分を規定する法律は遡及効がない。

② しかし、被告人に有利な刑罰法規は、その発効時に確定判決が下され、本人が刑に服している場合でも、遡及効を有する。より有利な法律の選択に疑義がある場合、被告人に意見を求める。ある時限法の効力下での(犯罪)行為は、しかしながら、明示的に別段の定めがない限り、それに従って裁判される。

第3条 ① 管轄裁判官または裁判所(*注)が訴訟手続法に従って言い渡した確定判決による場合を除いて、刑罰または保安処分を執行することはできない。

② 刑罰または保安処分を、法律およびそれを受けた規則に規定されている以外の方法で、または、その本文中に規定されているもの以外の状況または要件で執行できない。刑罰または保安処分の執行は、管轄裁判官および裁判所のコントロールの下で行われる。

(訳者注:裁判官または/および裁判所という記述は、(一人制裁判所)裁判官または/および(合議制)裁判所を示す。一人制裁判所としては、治安裁判所(Juzgado de Paz)、第一審兼予審裁判所(Juzgado de Primera Instancia e Instrucción (都市の規模に応じて、(民事訴訟専門の)第一審裁判所(Juzgado de Primera Instancia)と(刑事訴訟専門の)予審裁判所(Juzgado de Instrucción)に分かれる場合がある)、商事裁判所(Juzgado de lo Mercantil)、女性に対する暴力裁判所(Juzgado de Violencia sobre la Mujer)、刑事裁判所(Juzgado de lo Penal)、行政紛争裁判所(Juzgado de lo Contencioso - Administrativo)、労働・社会裁判所(Juzgado de lo Social)、少年事件裁判所(Juzgado de Menores)および刑務所管理裁判所(Juzgado de Vigilancia Penitenciaria)のがあり、合議制裁判所としては県控訴院(いわば、地方裁判所)(Audiencia Provincial)、(自治州)高等裁判所(Tribunal Superior de Justicia)、全国控訴院(Audiencia nacional)、最高裁判所(Tribunal Supremo)がある)

第4条 ① 刑法は、それに明示的に規定されていないケースには適用されない。

② 裁判官または裁判所は、その裁判権の行使中に、法律によって罰せられていなくて、(法的)抑制に値すべき行為または不作為を知った場合は、それに係る全ての訴訟手続きを控えて、政府が刑事罰の対象となるべきと信じるために(政府を)支援する理由を政府に表明する。

③ 同様に、裁判官または裁判所の判断では処罰されるべきでないが、法律の規定の厳格な適用によりある行為または不作為が処罰される場合、あるいは、違反行為で惹起された害悪および被告人の個人的状況を斟酌すると刑罰が著しく過大である場合は、（裁判官または裁判所は）規定の削除または修正あるいは恩赦の授与について、その後の判決の執行を害しないで、適当なものを表明して政府に申し出る。

④ 恩赦の請求が介在し、また、裁判官または裁判所が、刑の履行によって不当な遅滞のない裁判を受ける権利が侵害されることになると理由付き裁定(*resolución)で評価した場合、その（恩赦）請求について裁定されない限り、刑の執行を中断する。

また、裁判官または裁判所は、恩赦について裁定されない間に判決が執行されると、その恩赦の目的が達せられない場合には、刑の執行を中断できる。

（訳者注：裁判官／裁判所の resolución(判断、裁判の意味であるが、ここでは裁定と訳した。)には、sentencia(判決)、auto(決定)、providencia(命令)がある。）

第5条 故意または過失がないと刑罰はない。

第6条 ① 保安処分は、それが科される者の犯罪と規定される行為の実行において外部に表示される犯罪的危険性にその基礎を置く。

② 保安処分は、犯罪行為に理論上適用される刑罰よりも加重かつ長期に亘ることはできず、また、犯人の危険性を防ぐために必要な限度を超えることはできない。

第7条 時間において適用すべき刑法を決定するために、犯罪は、当事者が行為したとき、または、実現する義務があった行為をなさなかったときに、実行されたものとみなす。

第8条 この刑法典の2つ以上の規定に従って評価され得る（犯罪）行為で、第73条から第77条には含まれないものは、以下の規則に従って処罰される：

1. 特別規定は一般（規定）に優先して適用される。
2. 補充規定は、その補充性が明示されていようと、（補充性が）黙示的に推定できるときであろうと、主規定がない場合にのみ適用される。
3. より広範なまたは複合的な刑法規定は、それに包含される違反行為を処罰する規定を吸収する。
4. 上記の基準がない場合、より重い刑法規定は、（当該犯罪を）軽い刑罰で処罰する規定を排斥する。

第9条 この章の規定は、特別法により罰せられる犯罪に適用される。本法の残りの規定は、特別法に明示的に規定されていない場合に補充規定として適用される。